

2018年5月11日

水戸証券株式会社

## 取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、取締役会の実効性を高め企業価値の向上を図ることを目的として、昨年引き続き取締役会の実効性評価を実施しましたので、その概要をお知らせいたします。

### 1. 評価の方法

すべての取締役・監査役に対して、取締役会の実効性評価に関する質問票（無記名式）を配布し、全員から回答および意見等を回収しました。この結果を踏まえ、取締役会において分析・評価を実施いたしました。

<質問事項>（全34問）

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の議題の選定
- ・取締役会の運営状況
- ・ガバナンス体制・取締役会の実効性全般
- ・取締役会外の体制

### 2. 分析・評価結果の概要

当社取締役会は、以下の点から、実効性が概ね確保されているものと評価いたしました。

- ・取締役会は、経営の監督機能を発揮するために、構成・運営状況等において適切な体制が構築されている。
- ・社外を含めた取締役・監査役からの積極的な意見提言により活発な議論がなされている。
- ・取締役の指名・報酬に関して取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会が有効に機能している。

一方で今後の課題として、取締役会でより充実した議論を行うため、早期の資料の配布や社外役員への事前の説明をより積極的に行うべきなどの課題を認識しました。

### 3. 実効性向上に向けた取り組み

#### （1）前年度の課題に対する取り組み結果

- ① 議題の内容検討の十分な時間確保のための資料の配布時間の見直し。  
⇒担当部署から提出された資料の早期配布と提出期限の厳守を徹底した。
- ② 取締役会の十分な審議時間確保を担保した取締役会の運営。  
⇒取締役会の終了時間を意識せずに議論した。

③ 意思決定に必要な資料の量や内容の改善

⇒資料の簡素化に加え事前説明の機会を増やした。

(2) 今年度認識した課題に対する取り組み

今回の評価結果を受けて、以下の点について取り組んでまいります。

① より充実した議論を行うため、資料の配布時間の前倒し。

② 必要に応じた事前説明の充実。

③ 6月改訂予定のコーポレートガバナンス・コードに即したガバナンス体制の検討。

以上